

社会福祉法人大井町社会福祉協議会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大井町社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款18条による理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款6条による者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。

(報酬)

第3条 役員及び評議員のうち、会長のみへ別表に定める報酬を支給し、その他の理事、監事及び評議員には支給しないものとする。

(報酬の日割り計算)

第4条 月額報酬を支給する役員が新たに就任したときは、その日から報酬を支給する。

2 前項の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 前2項の場合の報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、第1項の役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第5条 前条の規定により計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(費用の弁償)

第6条 本会は、役員及び評議員が、その職務を遂行するために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とし、本会の事務局職員の例により支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年6月23日から施行し、同年4月1日から適用する。

(役員等の費用弁償等に関する規程の廃止)

2 社会福祉法人大井町社会福祉協議会役員等の費用弁償等に関する規程(平成8年大社協規程第3号)は、廃止する。

別表(第3条関係)

役職名	報酬総額(年額)	報酬
会長	360,000円	月額 30,000円